

長崎県農業近代化資金利子補給承認審査基準

最終改正

令和3.8.18

R3農営第181号

第1 総則

農業近代化資金利子補給承認申請書（借入申込書及び同添付書類を含む。）の審査を行うに当たっては、別に定めるもののほか、この承認審査基準によるものとする。

第2 基本方針

農業近代化資金の利子補給の承認に当たっては、次の一般的基準並びに個別的基準によって承認するものとする。

1 一般的基準

- (1) 構造改善事業その他国・県の重点施策につながり、かつ、市町農業振興計画に沿っているものであること。
- (2) 投資効果が高いものであること。
- (3) 労働生産性の著しい向上が期待できるものであること。
- (4) 農業所得の大幅増大が期待できるものであること。
- (5) 農産物の流通組織が整備されており、あるいは近い将来整備される可能性があるものであること。
- (6) 農協その他の団体による営農指導体制が整備されていること。
- (7) 申請された書類が不備のため県から照会しても回答がない場合は、不承認として処理することもある。
- (8) 長崎県農業近代化資金融通措置要綱（以下「要綱」という。）第2の4の(1)のイの知事の特別承認を得ることのできる農業経営の規模は次のとおりとする。
 - ア 酪農経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。
 - イ 肉用牛経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。
 - ウ 養豚経営（肥育）にあつては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること。
 - エ 養豚経営（繁殖）にあつては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること。
 - オ 養鶏経営（採卵）にあつては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること。
 - カ 養鶏経営（採肉）にあつては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上であること。
 - キ 果樹園経営にあつては、その経営する樹園地の面積が1ヘクタール以上であること。
 - ク 施設園芸経営にあつては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上であること。
 - ケ 特用作物（茶、たばこ）経営にあつては、その経営する栽培経営の面積が1ヘクタール以上であること。
- (9) 農業近代化資金利子補給承認申請書は年間常時受け付けるものとするが、承認は原則と

して毎月10日と25日(土曜、日曜、休日の場合はその翌開庁日)の月2回とする。

2 個別的基準

(1) 一般個人施設

- ア 平均以上の技術水準と経営能力をもち、自立経営農家として立つ意志が強固で将来その達成が可能と認められるものであること。
- イ 農業経営が改善合理化され、所得の増大が確実に期待されるものであること。
- ウ 確実な償還財源があるものであること。
- エ 指導体制が整備され、かつ、貸付金の管理が十分できるものであること。
- オ 事業効果のうすいものは原則として承認しないものとする。
- カ 経営規模等からみて過剰投資となることを避け、施設を最高度に利用するため数人の共同利用のものを優先するものとする。

(2) 協業経営施設

- ア 事業計画、収支計画、資金計画及び償還計画が適正であること。
- イ 構成員各人の特技を生かした仕事の分担、運営機構、就業条件、出資金、利益の分担等が規約等に明確に規定され、人の和が図られているものであること。
- ウ 協業の就業状況や協業経営の収支が所定の帳簿に明確に記録し得る構成員であること。
- エ 常に進んだ技術と経営の方法の採用が可能であり、よき責任者とよき指導者であること。
- オ 現在の協業組織の経営状況、就業構造からみて、事業の種類、規模が適当であること。
- カ 構成員各人が協業に対する理解と協力的態度を現に有し、かつ、将来とも保持される見通しがあること。

(3) 共同利用施設

- ア 農業振興に寄与し、生産性の向上に役立つものであること。
- イ 財務状況が安定している組合であること。
- ウ 多数組合員の利用に供せられ、組合員の利益増進に役立つものであること。
- エ 施設の位置、規模等が農協合併の支障とならず、農協合併後においても引続き効率的に運用できるものであること。

第3 融資対象事業(施設)及び附帯施設の範囲等

1 一般的事項

- (1) 地方公共団体(市町)は、借入資格者とはなれない。
- (2) 畜産、果樹等の部門を中心とする農業者が、この主要部門においてすでに相当額の借入があるため、主要部門以外の部門で借り入れようとする際の個人貸付限度額1,800万円を超える特認については、主要部門以外の部門への融資により本来の主要部門の方にマイナスの影響を及ぼさない限り承認することができる。
- (3) 原則として台所の改修等生活改善的な事業は対象としない。
- (4) ふ卵、育すうを専業とする者は、農業を営む者として取り扱う。

- (5) 中古の施設の取得は、耐用年数その他の点から望ましくはないが、その農家の経営の近代化に資するもので特に必要なものであれば対象とする。
- (6) 農業者の行う観葉植物の栽培は「農業」と解される。
- (7) 公害問題を惹起し易い事業に係る融資については、その問題が解決していること、又は、漫然の防止措置がとられていることの当該市町長もしくは所管保健所長の証明のあるものについて、利子補給承認の対象とする。

ただし、都市計画法の市街化区域内での畜産事業は対象としない。

- (8) 融資額の下限は、10万円とする。

2 1号資金（施設資金（建物、農機具等取得資金））関係

- (1) 「改良」、「改築」は、当該施設の生産力、能力の向上を目的としたものであり、単なる補修程度のものは融資対象としない。
- (2) 主として自家生産した農畜産物を原材料として農畜産物加工を営み、販売するための加工施設及び機械を取得する場合などは、融資対象とする。
- (3) 農協の組合員である農業者が兼業に木炭生産を行う場合、木炭倉庫等の木炭に関する施設は融資対象としない。
- (4) 農舎、蚕室等農畜産物の生産に資する施設で経営規模に比し余りにも過剰投資と思われるものは、これを適当な規模に設計変更する等指導すること。

また、これらに併設する住居部分は融資対象としない。

- (5) 附帯施設の範囲については、電気施設、揚排水施設、上下水道、従業員宿舎、事務所（その使用目的が専ら融資対象施設の運営のための事務の処理にあたる場合）及び車庫（収容する車も融資対象である場合）等がある。
- (6) 敷地については、当該施設に必要な最少限度において、敷地の取得又は造成費を事業費に含めることができる。

ただし、敷地の取得を必要とする場合当年度において敷地のみを取得し、次年度以降に構築物を建設しようとする計画の場合、その敷地のみを当年度の融資対象として承認することはできない。

また、融資枠等の関係で敷地の取得を認めない場合もある。

- (7) トラクタ用の共同利用施設としてのガソリンスタンドは農業生産資材貯蔵施設として融資対象とする。
- (8) 農作物育成管理用施設のうちビニールハウスについては、木骨、竹、ほろ等耐用年数に応じた償還期限とすること。
- (9) きのか栽培施設で、しいたけの原木は購入できるが、これも耐用年数に応じた償還期限とすること。
- (10) 索道架設で、林業用のものは融資対象としない。

また、事業費が1,800万円以下であれば4号資金（小土地改良資金）の融資対象とする。

(11) 家畜の協業経営の場合、宿直室、事務室等は畜舎の附帯施設とみなし、飼料倉庫、飼料調整室は畜舎とみなす。

(12) 復旧費用については認定農業者等及び集落営農組織等のみ融資対象とする。

(13) 農機具関係の基準

ア 個人等の導入の場合

農業機械の導入にあたっては、適正な導入を図るため「長崎県特定高性能農業機械導入計画」（平成26年10月農業経営課発行）を参考とする。

(ア) 過去において、この資金で利子補給の対象とした農機具の更新に際しては、借入希望者が認定農業者にあつては、農業経営改善計画書及び経営改善資金計画書、その他の借入者にあつては経営改善資金計画書の内容を精査し、当該農機具と同等以上の能力を持つと判断した場合、融資の対象とする。

(イ) 過去において利子補給の対象としたもので、融資残高が残存するものの更新については、これを完済後でなければ融資対象としない。

(ウ) 受託作業等による、農業労賃又は賃耕料を目的とした取得は融資対象としない。

(エ) トレーラは農用トラクタの作業機とみなす。

(オ) バックホーの導入にあたっては、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるおそれがあり、汎用性が高いと判断される場合は融資対象としない。

ただし、以下の要件を全て満たす場合に限り、融資対象とする。

借入者の農業経営以外の他用途に使用されないことが確実であること。

借入者の農業経営において、真に必要であると認められること。

導入後の適正利用が確認できるものであること。

イ 農協等の導入の場合（共同利用）

他に問題ない限り、30馬力以上のものを取り扱う。

(14) 農業機械の選定

ア 安全鑑定の対象機種を導入する場合には、安全である旨の鑑定が行われたものの中から選定するものとする。

イ 安全鑑定の対象機種以外の農業機械を導入する場合は、使用実績等によりできる限りその農業機械の性能等を把握して選定するものとする。

ウ 次の「安全鑑定対象機種一覧表」に掲げている機種については、安全鑑定番号を申込書に明記すること。

なお、申請中の場合はその旨を明記すること。

安全鑑定対象機種一覧表

(平成29年4月現在)

	機 種 名	安全鑑定番号有
1	農用トラクタ (乗用型)	
2	" (歩行型)	
3	田植機 (土付き苗用)	
4	野菜移植機	
5	尿散布機 (タンク車型)	
6	スピードスプレー	
7	動力噴霧機 (走行式)	
8	動力散粉機 (走行式)	
9	液剤散布機 (走行式)	
10	動力刈取機 (結束型)	
11	コンバイン (自脱型)	
12	コンバイン (普通型)	
13	フォーレージハーベスター	
14	ポテトハーベスター	
15	ビートハーベスター	
16	ビーンハーベスター	
17	ケーンハーベスター	
18	動力摘採機	
19	動力刈取機 (刈払型)	
20	自動脱穀機	
21	豆用脱粒機	
22	農用さい断機	
23	フォーレージブロワー	
24	乾燥機 (穀物用循環型)	
25	もみすり機	
26	大豆選別機	
27	単軌条運搬機	
28	農用運搬機 (乗用型)	
29	ヘーエレベーター	
30	農用トレンチャー	
31	多目的管理機	

(注) 安全鑑定対象機種には、上記に掲げる機種のほかに、農研機構で対応可能な「その他機種」がある。

(15) 農業用運搬車の取得資金取扱基準

ア 農業を営業者（農業従事者は含まない。）、任意団体、法人がその自ら生産した農畜産物等又はその経営に必要な生産資材等の運搬を主とすることを目的とするものであること（運搬業、造園業を主とするものは除く。）。

イ 農畜産物の運搬に使用することを目的とする型式の自動車等及びその附帯施設とし、乗用のみを目的とする型式のもの及び単車、自転車等二輪車を除く。

ただし、運搬に使用する目的の型式のものと同程度以上の運搬能力をもつ自動車等（屋根付き自動車等（ライトバン等）を含む）は融資対象とする。

ウ 運搬用機具の利用効率が高く過剰投資のおそれのない場合とし、経営耕地規模0.5ヘクタール以上の農家とする。

エ 取扱細目

(ア) この資金を借り受けようとする者は、個人にあっては同一家族内に、団体等にあっては主としてその事業に従事する組合員中に運転免許証を所持する者が1名以上いなければならない。

(イ) 運搬用機具の取得については、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）等の関係法令規則を遵守するものとする。

(ロ) 新車の取得に要する資金とし、中古車は融資対象としない。

(ハ) 経営改善資金計画書の設備資金の使いみちと資金調達欄、簡素化された経営改善資金計画書の事業内容欄及び共同利用施設用の借入申込書の事業内容欄には、分類番号、自動車の名称、車体の形状、台数、単価、合計金額を記入するものとする。

(ニ) 自動車保険（任意保険）に加入するものとする。

(ホ) 償還期限内に譲渡（移転登録）、廃車（まっ消登録）及び県外在住（登録換）をした場合においては直ちに繰上償還を行うものとする。

(16) 未利用資源活用施設の改良、造成又は取得に要する経費は融資対象とする。

未利用資源活用施設とは、太陽熱、地熱、風力等の自然エネルギー及びもみがら、木くず、家畜ふん等副産物又は、廃棄物のエネルギーを農業用のエネルギーとして活用するために必要な蓄熱装置、集熱装置、燃焼装置、熱交換機、発電施設及び発酵施設等とする。

(17) 農業労働力確保施設の改良、造成又は取得に要する経費は融資対象とする。

農業労働力確保施設とは、雇用労働者に提供する宿泊施設又は休憩施設（食堂・浴室等）とする。

(18) 観光農業施設の改良、造成又は取得に要する経費は融資対象とする。

融資対象となる観光農業施設とは下記のとおりとする。

ア 観光農園管理施設、農産物直売施設、観光樹木、こん虫等養繁殖施設、駐車場、便所、総合案内所、休養施設、観光農業センター、自然景観保全施設（遊歩道、連絡道、探勝路、風侵蝕防止施設）、自然観察用動植物園等施設、特産民芸品加工施設、更衣施設、ごみ

焼却施設、屋内外調理施設、農家民宿施設、体験学習施設又はこれらと一体的に機能する食品提供施設（主として観光農園等で生産される農畜産物を飲食の用に供するものに限る。）。

イ 農家民宿施設について

農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域（以下「農業振興地域」という。）、過疎地域自立促進特別措置法第2条の過疎地域（以下「過疎地域」という。）、山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域（以下「振興山村地域」という。）内で以下の要件を全て満たす農業者が設置する宿泊場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設（スポーツ施設等の附帯施設含む。）。

- (ア) 当該地域に引き続き定住して農業経営の継続と地域特産物の生産に意欲を有すること。
- (イ) 経済的条件等からみて定住を図るためには、農家民宿施設による収入の確保が適していることと認められること。
- (ウ) 自ら保有する家屋等を利活用して農家民宿施設の造成等を行うこと。（附帯施設については、転作水田を利用して造成し、当該施設の機能発揮のために必要不可欠で適正な規模であること。）

3 2号資金（果樹等植栽、育成資金）関係

(1) 果樹等の植栽又は育成関係

ア 植栽費は、果樹等の定植、樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、土羽打、深耕、抜根等）及び樹苗養成に要する経費（苗木代、労賃、第1年目の肥料代等）とする。

イ 育成費は、果樹等の育成の過程で必要となる肥料代、農薬代、小農具、その他の諸材料代、賃借料、雇用労賃等の直接的現金経費（自家労賃、自家生産資材等の評価部分は含まない。）とする。

ウ 果樹の樹園地の面積（いわゆる未成園面積）又はその他の永年性植物の栽培面積5アール以上の栽培者であること。

エ 育成期間の起点の計算は、植栽翌年とするが、育成期間及び経費の基準は次のとおり定める。

なお、育成期間の中途における貸付けに係る償還期限及び据置期間の取扱いについては、育成期間中の経過年数に応じ短縮するものとする。

10a 当たり

種 類	新 植	貸付対象期間 （育成期間）	育 成 経 費 （年 間）	植 栽 本 数
かんきつ類	310,000円	植栽後 7年	65,000円	100本
び わ	210,000円	” 7年	35,000円	66本

アスパラガス	131,000円	" 3年	208,000円	2,700本
茶	150,000円	" 7年	20,000~35,000円	2,400本
桑	180,000円	" 3年	15,000円	1,500本

ただし、上記植栽費、育成費により難しい場合は実勢価格による。

(2) 花き・花木の植栽又は育成関係

ア 花き・花木の範囲

(ア) 貸付対象になる花き・花木は、次に掲げる鑑賞の用に供する草木又は樹木であって、生産ほ場段階において、少なくとも2年以上の期間栽培することを目的とするものとする。

アヤメ類、シャクヤク、ユリ類、ラン類、キュウコンベゴニア、りんどう、ききょう、あおき、アカシア類、あじさい類、いぶき類、うつぎ類、うめ、エリカ類、かいどう、くちなし類、こでまり類、ごようまつ類、さくら類、ざくろ、さざんか、しゃくなげ類、しょうじょうぼく、せんりょう、つげ、つつじ類、つばき、なんてん、ばいかうつぎ類、ばら類、ひば類、ヒビスカス類、ふじ類、べにうつぎ類、ぼけ類、ばたん、まき類、まさき類、もくれん類、もみじ類、もも、やなぎ類、むくげ類、宿根かすみ草、楠、ホルト、マテガシ、紅かなめ。

(イ) 貸付対象者

花き・花木の栽培を行う農業経営において規模の拡大等その近代化を図る必要があると考えられるもので、5アール以上の規模の栽培を行う農業者を対象とする。

イ 貸付対象経費

花き・花木の植栽又は育成に要する資金の貸付対象となる経費は、植栽資金については、定植、樹園地整備及び樹苗養成に要する経費（種苗代、雇用労賃、第1年目の肥料代等）とし、育成資金については、育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

なお、植栽及び育成に要する経費の額については、樹種及び地域の実情により差異があると考えられるので、その額を定めないものとするが、平均的な額は、おおむね植栽経費にあつては10アール当たり年間765千円程度、育成経費にあつては10アール当たり年間55千円～65千円程度とする。

(3) 特定永年性作物の植栽又は育成に要する経費は融資対象とする。

特定永年性作物とは薬用作物、さとうきび及びハーブとする。

4 3号資金（家畜等購入・育成資金）関係

(1) 家畜購入資金については、乳牛、繁殖用肉牛、繁殖豚及び肥育牛等の家畜の購入資金とする。

- (2) 素牛の購入資金には購入者の庭先までの輸送費を含めてよいが、購入のための旅費は含まれない。
- (3) 農協で繁殖用雄豚あるいは種牛を購入して精液を組合員に利用させる場合は、共同利用施設とみなす。
- (4) 育成資金の対象となる家畜は、乳牛、繁殖用肉牛、繁殖豚又は肥育牛で育成期間中の飼料代、衛生費、賃借料、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費（自家労賃、自家生産飼料等の評価部分は含めない。）とする。
- (5) 育成期間の起点の計算は、仔畜を購入した場合は購入時から、自家生産の場合は出生時からとする。貸付対象期間及び育成経費の基準は次のとおり定める。

区 分	貸 付 対 象 期 間	育成経費（1頭当たり） 仔畜を購入した場合は、8割以内
乳 牛	生後28ヶ月	285,000円
繁殖用肉牛	生後33ヶ月	285,000円
繁 殖 豚	生後18ヶ月	100,000円
肥 育 牛	生後26ヶ月	350,000円

ただし、上記育成経費により難しい場合は実勢価格による。

- (6) 育成資金の借入資格は、乳牛及び繁殖用肉牛の場合にあっては2頭（成畜を含む）以上、繁殖豚の場合にあっては3頭（成畜を含む）以上を飼育するものでなければならない。

(7) 肥育関係

飼養規模を拡大するため肥育の用に供する牛、豚、鶏の購入又は肥育の用に供する牛の育成を行おうとするものは次の要件の全てを満たさなければならない。

ア 肥育関係の借入者は、次のいずれかの地域内において畜産経営を行う農業者（肥育の用に供する牛の購入又は育成に要する資金については、肥育牛を飼養する農業者に対して肥育牛の飼養管理を預託する農業協同組合又は農業協同組合連合会及び肥育牛を飼養する農業振興公益法人であって経営局長が別に定めるものを含む。）であること。

(ア) 農業振興地域。

(イ) 過疎地域。

(ウ) 振興山村地域。

(エ) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4第1項の規定による認定に係る市町村計画が作成された市町の区域。

イ 当該資金の借入者（預託実施農業協同組合等を除く。）が次のいずれかの取組を行おうとするものであると認められること。

(ア) 次の に掲げる飼養規模の目標に到達するため、 に掲げる飼養規模の拡大を行おう

とする者。ただし、 に掲げる飼養規模の目標に到達すべき時期は3年以内とする。

飼養規模の目標

肥育牛 常時 5頭以上 採卵鶏 常時 成鶏 3,000羽以上

肥育豚 常時 120頭以上 採肉鶏 常時 5,000羽以上

飼養規模の拡大(増加頭羽数)

肥育牛 2頭以上 採卵鶏 成鶏 2,000羽以上

肥育豚 30頭以上 採肉鶏 3,000羽以上

- (1) (7)の に掲げる飼養規模の目標頭羽数に到達している者であって、肥育牛、肥育豚及び鶏の品質面等での向上を図るため、新たに品質等の優れた肥育牛、肥育豚及び鶏の導入を行おうとする者。

5 4号資金(小土地改良資金)関係

- (1) 事業費1,800万円以下の農地又は牧野の改良、造成及び復旧に必要な資金であって次に掲げるもの。

ア 農地改良関係(客土、床締め、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水路(畑地かんがい用の固定的配管施設を含む。)、開畑、桑園改良造成、農道、農業用索道等。)

イ 牧野改良関係(障害物除去、起土、整地、土壌改良、用排水路、牧道牧草播種等。)

- (2) 溜池の造成は融資対象となるが、その補修は含まれない。
(3) 耕地防風林については、造成に必要な樹苗代、労賃とする。
(4) 復旧費用については認定農業者等及び集落営農組織等のみ融資対象とする。

6 5号資金(長期運転資金)関係

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次に該当するもの。

ただし、(3)から(7)までに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(8)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。

- (1) 農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金。
(2) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金(認定農業者等及び集落営農組織以外のものに対する貸付にあっては、農機具及び運搬用機具に限る。)
(3) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金。
(4) 品種の転換を行うのに必要な資金。

- (5) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金。
- (6) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金。
- (7) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金。
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金。

7 6号資金（農村環境整備資金）関係

診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金。

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設。

- (1) 農事放送施設、水道施設等で個人施設となる受話器、引込線、水道蛇口、同引込管等は原則として本資金の対象とならないが、共同利用施設として固定資産に計上される場合は、これらも事業に含めて融資対象とすることができる。
- (2) 共同炊事場、共同浴場等、これらの単独事業の場合は本資金の対象とならないが、集会施設、研修施設、託児施設に附帯して共同炊事場、共同浴場等を設置する場合には、附帯施設の範囲として融資対象とすることができる。
- (3) 附帯施設の範囲及び敷地の取得費については、下記によるものとする。
 - ア 電気施設、用排水施設、上下水道等。
 - イ 従業員宿舎（医師宿舎等を含む。）、事務所（その目的が専ら融資対象施設の運営のための事務処理にあたる場合）及び車庫（収容する車も融資対象である場合）等。
 - ウ その他施設ごとに必要な施設。
 - エ 敷地の取得費は、当該施設に必要な最小限度において事業費に含めることができる。

8 7号資金（農林水産大臣の特認資金）関係

(1) 農林給排水施設資金

農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金。

給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認められた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）とする。

(2) 特定農家住宅資金

次のア又はイに掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

ア 農業振興地域、過疎地域、振興山村地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合。

(ア) 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

(イ) その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

(ウ) 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

(エ) 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設等）をするとき。

イ アの対象地域内又は青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第8条の規定により指定された地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合。

(3) 内水面養殖施設資金

水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金。

水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とし、養魚池の造成に必要な資金の貸付けにあたっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。

なお、内水面養殖施設に係る近代化資金の利子補給承認にあたっては、あらかじめ水産担当部局の意見を徴するものとする。